



GIFU  
ST. FIELD COUNTRY CLUB

岐阜セントフィールドカントリー倶楽部選手会

## 会 則

### 第1条(名 称)

本会は「岐阜セントフィールドカントリー倶楽部・選手会」と称する。

### 第2条(目 的)

本会は、エチケット・マナーの向上は勿論、品格を重視し親睦・団結を図り、技術の向上とゴルフ規則の習得に努め、倶楽部会員の良き模範となることを目的として活動を行う。

### 第3条(事務局)

本会の事務局は、岐阜セントフィールドカントリー倶楽部内に置く。

### 第4条(事 業)

本会は、第2条(目的)を達成するために次の事業を行う。

- (1) 例会(研修会)の実施
- (2) ゴルフ勉強会の実施
- (3) コース保護活動の実施
- (4) 中部インタークラブ競技・岐阜県クラブ対抗・岐阜県女子クラブ対抗への競技参加
- (5) その他前号に付帯する事業

### 第5条(入 会)

岐阜セントフィールドカントリー倶楽部に3カ月以上所属する正会員で、競技委員会および本会役員会(以下「役員会」という。)より推薦された者および入会を希望する会員で競技委員会および役員会より入会の承認を受けた会員により本会を構成する。

### 第6条(構成人数)

選手会の構成人数は、各年代別に次の通りとする。

- ◇60歳以上 3名以上
- ◇50歳代 5名以上
- ◇49歳以下 7名以上

## 第7条(退会・除名)

役員会の決議により、次の者は退会または除名扱いとする。

- (1) 本人より退会の申し出がなされたとき。
- (2) 倶楽部年会費または本会会費、その他代金を滞納する者。
- (3) 倶楽部および本会の名誉を汚す等、会員として相応しくない行為があり、役員会にて退会または除名の決議がなされた時。

上記、退会または除名の者は、その事業年度の復会を認めない。

## 第8条(理事会の権限)

理事会は、本会の運営補助金またはその他事業活動の可否等を決するものとする。尚、本会が会則を軽視・無視する行為を繰り返し、且つ倶楽部会員よりこれら指摘を受けるような状況となった場合、または倶楽部経営・運営上の諸問題等により本会の活動の継続が困難であると判断された場合、理事会の決定により、本会の活動を停止または休止することができる。

## 第9条(役員)

本会には次の役員を置く。

- |       |    |             |
|-------|----|-------------|
| 会 長   | 1名 | (理事会から選任)   |
| 監 督   | 1名 | (競技委員から選任)  |
| キャプテン | 1名 | (選手会会員から選任) |
| 会 計   | 1名 | (選手会会員から選任) |
| 監 査   | 1名 | (理事会から選任)   |

その他、必要に応じ、役員を置くことができる。

## 第10条(役員の選任および任期)

会長および監査を除く役員は、本会会員の互選により選出し、競技委員会の承認を受けることとする。

役員の任期は毎年1月1日から12月31日までとし、再任を妨げない。

## 第11条(役員会)

役員会は会長がこれを招集し、その議長となる。役員会の決議は、役員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときには会長がこれを決する。

## 第12条(入会金)

本会会員は、下記入会金を事業年度内に会へ支払わなければならない。  
尚、中途退会時の返金を行わないものとする。

□入会金…15,000円

第 13 条(代表登録選手の選考)

中部インタークラブ競技および岐阜県クラブ対抗に出場登録する代表選手および補欠選手は、本会に属する会員より役員会にて選考され、競技委員会および理事会の承認により決定する。

第 14 条(運営費)

本会の運営は、本会会費等の収入と倶楽部からの運営補助金により行う。尚、運営費の余剰金については、次年度に繰り越すこととする。

第 15 条(総 会)

総会は、事業年度内 2 回とする。総会の決議は、出席者の過半数を以って決し、可否同数のときには会長がこれを決する。

第 16 条(事業年度および会計)

1. 本会の事業年度および会計年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日迄とする。
2. 倶楽部より受け取った運営補助金および会員からの本会年会費は、本会において一括管理する。
3. 本会則に定めのない収入と支出の処理は、役員会の決議とする。
4. 総会にて収支会計報告を行う。

第 17 条(申し合わせ事項)

倶楽部との申し合わせ事項は、競技委員会および理事会の承認を受け、これを別に定める。

第 18 条(例会規約)

例会(研修会)規約は、役員会および総会にて検討され、これを別に定める。

第 19 条(会則)

会則の改定又は追加は、役員会および総会にて検討され、競技委員会および理事会の承認を受け、これを定めることとする。

平成 24 年 3 月施行  
平成 28 年 1 月改定